

県立新発田病院跡地活用市民検討委員会（第9回）会議録

と き 平成20年12月4日（木）午後7時から9時まで

ところ 新発田市役所（本庁舎）3階 応接室

1 開会

（馬場会長）

それでは、8月から期間が開いたが、第9回ということで始めたい。
まずは、事務局から挨拶をお願いします。

2 説明 本日の進め方について

（事務局）

検討を始める前に、まず挨拶をさせていただきたい。

まず、8月7日、第8回の検討委員会を開催し、中間報告の確認をいただいたのちに、同月11日に馬場会長の方から市長に提出いただいた。それから、3か月の期間、同報告書を参考とさせていただきながら庁内で検討し、広報しばた（12月1日号）で整備構想（案）をお示ししたところである。

本来であれば、広報紙でパブリックコメントを呼び掛け、寄せられた市民意見をまとめた上で、市民検討委員会の皆様からご意見をいただくという過程を踏みたいと考えていたが、内部での検討に時間を要したことで、このような形になった。年末の忙しい中ではあるが、当初予定からは少しスケジュールが変更されているということをご理解いただきたい。

前半（第1回～8回）の検討委員会では、6つの基本テーマに関して、どのような組み合わせ、パターンが出来るのか、どの基本テーマに重点をおいて進めるのか...などについて自由なご意見を頂戴したいという思いから結果として8回の会合を開いた。そして、7つの案、パターンを出していただいた。

中間報告書の中でも、馬場会長の方から「はじめに」にあるとおり「7つの案、パターンの中から一つを選んでほしいということではなく、結果に至るまでの8回の検討過程を重視していただきたい、そこに参画した市民の声を重視し、7つに拘ることなく、その議論の過程を参考としながら考え方を整理していただきたい」ということが冒頭に述べられている。

庁内ではその主旨を汲んだ形で検討し、結果としてお手元の整備構想（案）の形とさせていただいた。

本日以降の後半の会議は、そういった前半の会議の主旨とは異なり、現在お示ししている市の整備構想（案）に対して多様なご意見を頂戴したいというものである。

委員の皆様は8回の会議の過程をよくご存知のことと思うので、そういった過程を踏まえたうえで忌憚のないご意見をいただきたい。それらのご意見をまとめていって整備構想を策定したい。同様にパブリックコメントで寄せられたご意見と合わせ、皆様の意見を参考としながら今年度中には整備構想を策定したいということである。

従って、現在、パブリックコメントの募集と市民検討委員会を同時並行して進めており、次回の検討委員会では、その段階で寄せられた市民意見をお示しし、それらの意見も参考としながらご意見を出していただきたいと考えている。

そういった主旨で今後の検討委員会を進めていただきたいと考えている。

一方で、途中経過を報告するが、現地は依然として変化はない。しかしながら、12月定例会の行政報告でも、新聞紙上でもお見掛けしたかと思うが、県知事に対し市長をはじめ、新発田市議会、商工会議所が揃って訪問し、「防犯上・景観上の観点から平成21年度を目途とした早期解体」、「解体後の速やかな更地での売却」を要望した。併せて、病院局長、知事政策局長へも要望書を提出したところである。

県知事からは地域でまとまった要望であるということから「ご意見を尊重し、来年度に向けて検討するよう指示したい。」との回答をいただいた。我々の捉え方では、前向きな回答をいただいたと理解しており、あとは事務方の方で、スケジュール等含め県と詰めていくということになるが、当然、今日のように市民の皆様からのご意見を背負いながら、県への要望が叶うように進めていきたいと考えている。

それでは前半に続きご面倒をお掛けするが、今後もよろしくお願ひしたい。

3 説明 - 本日の会議及び今後の進め方について

(馬場会長)

それでは、次第に従い、本日の会議及び今後の進め方についてお話ししたい。

今日は事務局から広報紙でも示された整備構想(案)について説明をいただき、その後で、その案に対する意見を出していただくという流れで議論を行いたいと考えている。

今後の進め方については、前半(第1回~8回)同様、まずはグループに分かれて議論していただき、それを全体で議論するという形態をとりたい。整備構想(案)に対する質疑応答を行ったのちに、グループから全体という形で意見をまとめる。なお、全体というのは意見を一つにまとめるという意味ではなく「こんな意見もある、あんな意見もある。」という形で意見をまとめて市へ提出する。市はその提出された意見を再度参考としながら整備構想を確定していく。こういうことで進めたい。

それでは、整備構想(案)について事務局の方から説明をお願いしたい。

4 県立新発田病院跡地活用整備構想(案) - 内容説明及び質疑

(事務局)

それでは、説明をさせていただきます。

4 -1 広報しばた 12/1 号紙面について

(事務局)

まず、パブリックコメント(広報紙 12/1 号紙面)についてである。

市では、4月時において6つの基本テーマを示し、市民検討委員会はもとより多くの市民の皆様からご意見を頂戴してきた。それらを参考にしながら、結果として「行政サービス」を除く5つの基本テーマを盛り込んだ整備構想(案)を作成し、12月広報紙でお示ししたということである。

現在は、整備構想(案)に対し、再度、市民検討委員会をはじめ、市民の皆様からご意見を頂戴しようとする意見を求めているところであり、年度末には整備構想を策定したいというものである。

なお、この広報紙で示す整備構想(案)は概ねの土地利用を示したものであり、具体的な施設整備の検討について来年度以降に行っていきたいということは記載のとおりである。

整備構想(案)の内容だが、結果として4つのエリアに分けゾーニングしている。

一つは「歴史・文化」と「生涯学習」を組み合わせたゾーン。

一つは「生涯学習」ゾーン。

一つは「緑化」と「賑わい創出」及び「防災」を組み合わせたゾーン。

そしてもう一つは「賑わい創出」と「防災」を組み合わせたゾーンである。

今日はその詳細の内容について説明をさせていただくわけだが、その前に、本広報紙面のうち、【補足説明】と書かれた部分について最初に説明をさせていただく。

記載にあるとおりだが、特別養護老人ホーム二の丸については、4月時の段階では県立病院跡地ということ、その用地を外して検討していただいたが、やはり当該地を抜きにして検討を進めることは出来ないだろうということから、市としては当該地を含めた形で一体的に整備を進めた方が望ましいとの考えから、本整備構想(案)のような形でお示しさせていただいた。ただし、特別養護老人ホーム二の丸については、いつ頃移転するとか、どういった形になるということは現段階では決まっていない。従って、場合によっては現在のままということもある。しかしながら、市としては相手方に移転していただき、一体的な整備活用をしていきたい考えがあるということ、紙面上で載せた形の整備構想(案)となっているということをご理解いただきたい。

その他の【補足説明】については先ほどの挨拶の中でもお話したとおりである。

4 -2 県立新発田病院跡地活用整備構想(案)検討資料について

県立新発田病院跡地活用整備構想(案)検討資料1頁について

(事務局)

それでは、本日の資料でもある「県立新発田病院跡地活用整備構想(案)検討資料」について説明させていただく。

まず1頁目の「1 整備構想(案)検討の考え方」である。

1つ目には、記載のとおり、市民検討委員会の中間報告の「はじめに」にあるとおり、同委員会の検討過程を踏まえながら整備構想(案)を作成したということである。

2つ目には、昨年の庁内検討プロジェクトの結論から貫いている「市民の主体的な活用」を主眼とした施設の運営をも視野に入れた整備構想（案）であるということ。

それから、3つ目として同委員会中間報告書の各案に示されている事業の実現可能性について、各担当課の事業計画・考え方、他の事例、法令等を勘案しながら検討した整備構想（案）であるということである。

「2 検討過程」としては、第一に、市民検討委員会中間報告の主な考え方を整理させていただいた。（「県立新発田病院跡地活用整備構想（案）検討資料」1頁参照：記載のとおり）

更に、市民検討委員会からは7つの案をいただいたわけだが、それらを整理すると大きく3つに分類できるのではないかとということで、1つ目には、基本的には「緑化」を基本として「賑わい創出」と「歴史・文化」を基軸としながら「生涯学習」を加えたもの。更に「防災」や「行政サービス」を加えるバリエーションもあったように受け止めている。

2つ目には、「緑化」を基本に「行政サービス」と「歴史・文化」を基軸として「防災」を加えたもの。

3つ目には、新発田市の特徴である歴史を踏まえた「緑化」に特化したもの。

こういった形で皆様からいただいた7つの案が整理されるのではないかと受け止めている。

テーマ別検討資料（参考）について

（事務局）

それでは、次に「県立新発田病院跡地活用整備構想（案）検討資料」2頁に入る前に資料最後尾にある「テーマ別検討資料（参考）」をご覧ください。

まず、左端欄に各基本テーマが列挙してある。その右隣欄には各基本テーマに関連して市民検討委員会でも想定された施設が挙げられている。更に、その右隣の欄には、各基本テーマに基づく想定施設の在り方、考え方を検討しまとめた資料である。

では一つずつ説明する。

「緑化」

まず、「緑化」に基づいた施設としては「公園」「緑地・植栽」が想定される。

「公園」については多くの方々から「防犯上の観点からも、うっそうと茂る森というよりは見通しの良い緑地」との意見をいただいたことから、そういったものを想定している。また、多くの市民が憩うことができ、かつ災害時には避難場所に転用できるようなものであって、イベント会場として使用できるものを想定している。

「緑地・植栽」については、市民が憩える花壇等であって、市の花・木であるあやめを前面に打ち出したものを想定している。また、アイデアの一つとして、来訪者が記念樹を植えることで再訪のきっかけとなるような仕組みづくりも必要であれば検討することも考えている。

「防災」

「防災」では2つ想定されるが、まず「災害時の緊急避難機能」として避難時の生活に必要な最低限の設備を整備することが必要と考えている。例として非常用便槽や給水施設、テントサイト、緊急物資搬入場といった機能が「防災」という観点からは必要であると考えている。これについては、実際に幾つかの大地震を踏まえ、全国的に防災公園という位置づけが重要視されており、千葉県市川市では防災公園を市内の各地に整備しているという事例もあり、その中で先に述べた設備を整備しているという状況である。平常時にはそういった設備であるということが分からないような作りになっているものの、災害時にはその機能が効果を発揮するものである。

続いて「防災対応専用施設」としては、いわゆる箱モノが想定されるが、市民検討委員会でも議論があったように「城下町のイメージに合わない」であるとか「当該地である必要性はない」などの理由や、そうした機能は新・市庁舎の検討に委ねるべきとの考え方から、今回の跡地活用からは外しても良いのではないかという結論に至っている。

「行政サービス」

「行政サービス」では想定施設としては行政窓口などが想定されるということであったが、こちらも先ほどの説明のとおり、新・市庁舎の検討に委ねることにしたいと考えている。

「歴史・文化」

それから「歴史・文化」についてである。

この基本テーマでは記載のとおり、5つの想定施設があるわけだが、「武家屋敷」を除いては、その整備候補地が特定されるものであることから、今回のゾーニングのポイントになるものとして捉えている。

まず「武家屋敷」については単なる復原ではなく、何らかの活用を図っていかないといけないのではないかとということで、活用例を記載しているが、まだまだアイデアはあると思うので、来年度以降に個別に検討していきたいと考えている。

次に「堀」についてであるが、単に堀を造るということではなくて、やはり何らかの活用を図っていかうということで、災害時には用水として活用することを想定している。ただし、飲料水については給水車等に対応できるものと考えているので、用水としては飲料水以外（トイレ等）の活用を考えている。また、貯水池の機能というご意見もあったかと思うが、貯水池としての機能は、その下流の排水機能が整備されていないことから少し難しいのではないかと専門部署からの意見があったことから、別の用途を考えていかなければならないと考えている。

次に「土橋門」については、現在の新発田城（表門等の建造物）に隣接しているので一体的な活用が図られるのではないかと考えている。

「遊歩道」については、現在、表門前に市道があるわけだが、これを遊歩道として整備していくということが考えられる。仮に土橋門を整備したとすれば、その大きさ

から車両が通過するのは難しくなり市道としての機能が果たせなくなることから、市道を廃止し遊歩道として整備し、市道の付け替えを行うということを想定している。

次に「大手中の門」については、これもやはり単に復元するだけではなくて活用できることが必要であると考えているのだが、これは現新発田城（表門等の建造物）と位置が離れているということから連携した活用が難しいものと捉えている。それから、跡地への進入路にかかり、災害時の搬入路にも支障をきたす可能性もあることから、「防災」という観点からも、災害時の避難や緊急車両の運行の妨げになることが予想される。

「生涯学習」

それから「生涯学習」である。

想定される施設としては、「図書館」や「資料館」がある。あるいは「美術館」や「博物館」が想定される。

学習スペースの充実という意味では、現在の図書館や生涯学習センターとの位置づけも考えていかななくてはならないのだが、特に市史に関する資料が充実していないという状況も考慮しなければならないことから、新たに施設を設けても良いのではないかとも思っている。また、市民が憩えるための喫茶程度のスペースを含めたものとしたらどうかということもある。それから、「生涯学習」という意味では、いわゆる“歴史のみち”構想（新発田駅～諏訪神社～清水園～寺町～新発田城）の中で、その過程の中に「生涯学習」という機能があっても良いのではないかということも考えてみた。

一方で、「美術館」については、市の“美術館のない美術館”構想の観点から、現在でもまちなかアート等を開催しており、そういった観点からも「美術館」や「博物館」などの専用施設は現段階の構想では想定していないという結論に至った。

「賑わい創出」

それから「賑わい創出」についてである。

「駐車場」そのものは賑わいではないが、賑わいを間接的に創出するものと捉えており、やはり必要だろうと考えている。特に公園整備や新発田城との一体的整備を行った場合に、その利用者のためであるとか、あるいは跡地内ではないものの、隣接する市民文化会館や市役所といった公共施設利用者への利便性を高める「駐車場」としても必要なものと捉えている。また、市民検討委員会でもご意見のあったとおり、「駐車場」でイベントが開催できるよう出来るだけ段差は造らないようにしていくことも想定している。

次に「物産館」についてであるが、基本的に公では設置しないことを考えている。ただし、民間事業者等で物産に取り組んでみたいという方がいらっしゃれば、そのためのスペースの検討は必要であると考えている。ここではお土産というよりも、当初から念頭にしていた“市民のための土地とすべき”との考えから、その目的に合った物品の販売を想定している。

次に「市民が集える屋内空間」という意味では、「行政窓口」や「レストラン」など

が想定されるが、「行政窓口」は先の説明のとおり、新・市庁舎の建設に委ねることとし、「レストラン」については物産館同様、公では設置しない考えである。そうなると、必然的にそれを目的とした市民は訪れず、独立した空間としては活用しにくいことから想定はしていない。ただし、賑わいではないが、「生涯学習」の中で、市民が集える空間づくりをも視野に入れた整備ができるかどうか検討していければと思っている。

なお、これらの施設は市民検討委員会中間報告書やパブリックコメントで出された市民意見から各基本テーマにおいて想定される施設等の在り方を検討することにより、基本テーマのゾーニングを行うための資料としたものであって、今後実際に整備する具体的な施設や整備手法などの検討については来年度以降に別途行う予定としている。

これらの想定施設を念頭に置きながら構想（案）を策定したわけだが、特に「歴史・文化」に基づく個別施設が特定の場所を指定することから、本構想（案）で示すゾーニングのポイントになっており、それらを踏まえ構想（案）2頁で示す各テーマの方針というものを見い出したので説明する。

県立新発田病院跡地活用整備構想（案）検討資料2頁について （事務局）

それでは、各テーマの方針について説明する。

「緑化」

まず、「緑化」については、「現新発田城址公園と一体的な活用を図るため、同公園を拡充し、都市公園」を想定した。なお、都市公園については、整備をする段階で国からの補助金を投入できるというメリットはあるものの、反面、都市公園としての制約を受けることもあるので、どこからどこまでのエリアを都市公園として位置付けるのかについては慎重な検討が必要である。それから、「災害時の活用及び防犯上の観点から、できるだけ見通しのよい広場とする（植栽は有り）。」ということで、森のようなイメージの整備はしない。

「防災」

それから「防災」についてであるが、「災害時の避難場所などの活用とするため、必要最小限の設備（非常用便槽、給水施設、テントサイト、緊急物資搬入場など）を設置する」。それから、「災害時における時系列的な活用変化を考慮する。」ということで、これについては災害直後の活用、災害発生3日後の活用、1か月後の活用といった具合に、活用の方法が変化するというところで、現在、担当課の方でその活用方法を検討している。例として、災害直後であれば避難者が集まり、3日後には家の片付けに帰る方も出始める代わりに、ボランティアや復旧支援、外部からの応援の方が集まってくるので、そうした方々のためのスペースとするであるとか、1か月後には仮設住宅用地とするである（実際に仮設住宅用地とするか否かはまだまだ議論の余地があるが...）といった具合に時系列的に活用方法を検討していこうと考えている。

それから「防災対応専用施設は、城前にある必然性がないことから設置せず、新・

市庁舎建設の検討に委ねる」こととした。

「行政サービス」

「行政サービス」についても「新・市庁舎は、新発田城址としての歴史的な活用に合致しにくいこと、景観条例による高さ制限（12m）により物理的にも難しいことから、設置せず、行政窓口は新市庁舎建設の検討に委ねる。」こととした。

「歴史・文化」

「歴史・文化」については、「新発田城址であることを考慮し、歴史的景観に配慮した整備を行う。ただし、単なる整備が目的ではなく、市民が生涯学習のために活用できるものとする」。決して観光客誘致のためが第一ではないということである。

「生涯学習」

「生涯学習」については、「子どもからお年寄りまで全ての市民が学ぶことのできる整備」ということで「歴史・文化施設を活用」する。それから、「行政情報の提供や市民の意見交換の場の設置など、市民の利用に供する機能を付帯する。」ということで、先の「行政サービス」機能の一部をここに組み込んでいきたいという方針である。

「賑わい創出」

「賑わい創出」については、「イベントができるようできるだけフラットなスペース（広場）とする。」「飲食・物販施設は公では設置しない。ただし、民間が事業を行うためのスペースは検討する。」ということである。

ということで、～の基本テーマのうち、「行政サービス」だけ本構想（案）だけ載せないということになった。

県立新発田病院跡地活用整備構想（案）検討資料3頁について
（事務局）

それでは、3頁「3 検討結果」を説明する。

図としては次頁になるわけだが、今回、広報しばた（12月1日号）で意見募集した記事とは若干異なっている。一つには時系列を示していること、もう一つにはエリアをキチッと区切って表示しているという2点である。

これはパブリックコメントを実施する時には、ここまでキチッと示すよりも、もっと大枠で示した方が分かりやすいだろうということ、紙面のとおりとなっている。ここでは、庁内検討する段階においてはもう少しキチツとした形で検討すべきであろうとの考えから、本資料のとおり図となったことをご了承いただきたい。

まず、県立新発田病院跡地活用の方向性としては「基本理念」、「時間軸を考慮した整備の在り方」、「跡地周辺地域との連携を考慮した在り方」という3つの観点から作成している。

「ア 基本理念」

「基本理念」としては、「子どもからお年寄りまで市民の誰もが活用でき、憩える場としての整備」を行うということ。「(観光客の誘致、利便性の向上が第一義ではない)」。それから「歴史的背景を考慮した整備(新発田城址という歴史を踏まえ、現代及び将来の新発田人に誇りをもたらず整備、活用)」を行うということ。3つ目として「災害時の活用を考慮した整備(平常時と災害時の使い分け)」を行っていくということである。

「イ 時間軸を考慮した整備のあり方」

次に「時間軸を考慮した整備のあり方」についてであるが、先に説明した基本理念に基づき、更に時間軸を考慮した上で、その在り方について検討をした。短期、中期、長期ということで、短期について概ね5年以内。中期については概ね10年以内。長期については概ね20年以内という時間軸を設定している。この数字についてはあくまでも目安ということで固定化された年次計画ではないことを注意願う。

短期については、「緑化、防災、賑わい創出」という基本テーマに基づき、内容としては「公園整備、付帯施設としての駐車場整備及び防災施設整備」を行う。それから、「歴史・文化(生涯学習)」という基本テーマに基づき、「歴史的建造物の復原(元)を含めた生涯学習施設の整備」を行うことを想定している。

次頁の図で言えば、A、D、E、Fというエリアを整備しようというものである。B・Cエリアについては、先に話した特養二の丸の移転が5年以内には完了しないだろうとの見込みから、その時点では未だ現地にあるという前提にしている。

しかしながら、10年以内には移転しているだろうという希望的観測のもと、中期以降についてはB・Cエリアにおいて歴史的建造物の復元等を行うということで「歴史・文化(生涯学習)」という基本テーマを設定している。

それから、長期的には「生涯学習」という基本テーマに基づき「市民が学べる生涯学習施設の整備」を加えることが出来ればという風に思っている。「生涯学習」については、先ほどの説明のとおり、図書館や資料館を想定される施設として挙げているものの、具体的な想定施設については来年度以降の検討によるものと考えている。なお、本構想(案)の中では、この「生涯学習」に基づく施設が唯一の箱モノという捉え方であるが、これについては時間を掛けてよくよく検討していきたいと考えている。

「ウ 跡地周辺地域との連携を考慮したあり方」

それから、周辺地域との連携を考慮するということであるが、「隣接する新発田城址公園との一体的な整備(都市計画の変更による新発田城址公園の拡大)」という位置づけから、都市計画による都市公園化を考えていきたい。また、「中心市街地(特

に商業地)との連携」を考慮した活用や「官公庁地区が隣接していることを考慮した整備」を行いたいと考えている。

先の説明にもあったが、広報紙との違いとして、次頁に示すゾーニングと比べ20年以内の「生涯学習」の位置が若干異なっているが、これについては最初に次頁の図を作成したのちに、その位置についてかなり曖昧さを持たせた形としたことによるものだが、概ねの捉え方としては跡地全体の中の右寄りの位置としていただければ良いかと思う。

県立新発田病院跡地活用整備構想(案)検討資料4頁(区域別施設検討)についてそれから、資料として、跡地全体のゾーニングを考えるうえで、どのような活用案があったかをまとめた「区域別施設(基本テーマ)検討」という資料をご覧いただきたい。

これは、検討過程ということで、各エリアで想定される基本テーマ、活用案を羅列したものである。最終的には、この中から前頁で示すゾーニング、活用案をピックアップしたということである。

以上が検討した整備構想(案)の内容説明であるが、繰り返しになるが、説明の中で出てきた施設については、皆様のご意見の中で出てきた施設、我々市で出した施設であって、あくまで仮であってイメージしやすくするために想定したものである。従って、これらの施設は決してコンクリート化(決定)されたものでなく、具体的な施設整備検討については整備構想が決まったのちに来年度以降個別に検討していきたいと考えていることをご理解いただきたい。

以上で説明を終了する。

4 -3 県立新発田病院跡地活用整備構想(案)検討資料について(質疑応答)

(馬場会長)

それでは、今、事務局から説明してもらった内容についてであるが、基本的には今の段階は跡地全体のグラウンドデザインをどのようにするのかということであるように思う。ここにどのようなものを実際に造るのかということは密接不可分ではあるものの、あくまで例示であるが、その例示を踏まえてどう見るのかということであるようにも思う。

それらも踏まえ、現段階で質問等ある方はいるか。

(C委員)

構想(案)の3頁目、「基本理念」の中で「利便性の向上」という表記があるが、対象はどのような方か。あるいは都市機能としての利便性か。

(事務局)

ここでいう利便性は観光客の利便性を言っており、つまり記載のとおり「観光客の利便性の向上を第一義の目的にはしないという意味である。

(H委員)

都市公園とするとの説明があったが、都市公園という定義を教えてください。
2頁目の上段に「～同公園を拡充し、都市公園とする」とあるが、その意味は。

(事務局)

いわゆる都市公園とは都市計画決定した公園を意味している。都市計画決定後、いわゆる区域を定め、総合公園であったり、近隣公園であったり、つまり、特定の地域やある一定のエリア内において必要な公園もあれば、新発田市全体として総合的な見地からある程度の面積を有して必要な公園もある。そういった地域や広さをもって位置づける公園、都市にとって必要な公園というものである。

都市計画によって、広さを定め、機能を定め、場合によっては施設規模やその位置を定めていく。そういった意味での公園であって、自然発生的な公園でないという捉え方をしていただければ良いと思う。

(H委員)

一番はじめのスケジュールでは、議論を重ねていった後に、市長の政治的な判断をするとの話があった。本構想(案)はどのような位置づけで捉えれば良いか。市長はどのような方法、段階で政治的判断をするのか、したのか。

(事務局)

この度、説明した構想(案)は市長への説明をし判断されたものである。内容だけにとどまらず、例えば、特養二の丸の件についてもどのようにすべきか、歴史的な位置づけについてはどのエリアにすべきかなど様々な検討内容をお伝えし、市長、副市長の判断を仰ぎ、最終的にはパブリックコメントという形で市民意見を募集するために市民の皆様にお示しできる案にしている。ただ、現段階では最終的な決定ではないので、市長が判断すべきものというのは、ここでは一定の判断はしているものの、再度、寄せられる市民意見や皆さん市民検討委員会のご意見を参考としながら、年度末までには現段階の構想(案)を更に精査し決定するということである。十人十色の多様な意見を参考にしながら最終的に判断されることになる。

(H委員)

そうすると、基本的な構想としては判断されたということによろしいか。

(事務局)

市民にご意見を伺う前段階での判断は済んでいるという捉え方で構わない。

(H 委員)

そうすると、これからは幹ではなく枝の話をするということか。

(事務局)

枝か幹かはこれからの検討内容によるものと思われる。現在募集している意見の中で、圧倒的多数の皆様が本構想（案）に対し「違う。」となれば、再度、市長の違う見方が生まれるかも知れない。今まで積み重ねた資料や市民意見に基づき、あるいは市の方で検討した中の法的見地であるとかからすれば、現段階の構想（案）で良いのではないかという判断を持ってお示ししたという経緯があることをご理解いただきたい。

(D 委員)

H委員の意見と似ているところもあるが、現時点はあくまでも途中であるということか。それともう一つ。我々8月まで8回、今日で9回目だが、およそ3か月にわたり庁内で検討されたということだが、庁内に検討委員会というものがあったということで認識している。庁内で検討されて本日の構想（案）となったということであるのか。

(事務局)

庁内検討委員会、プロジェクトという性質のものではない。事務局を当課に持ち、庁内の関係機関に検討を依頼したわけだが、事務局が各課に出向きまとめたり、逆に報告をいただいたりという形でやり取りを行ったうえで、本日の構想（案）を策定した、考え方を整理したというものである。

(D 委員)

そうすると一同に会して何回も会議をし...という形はとらなかったということか。

(事務局)

皆さんと同じように市民検討委員会のような形はとっていないということである。委員という形で辞令発令したりするといったことはしていない。それぞれ、課長や課長補佐と連絡を取りながら進めたというものである。

(D 委員)

横連携はあったのか。

(事務局)

当然、横連携は取っている。ただし、委員会方式という形はとらなかったということである。

(D 委員)

そうすると、本日説明のあった整備構想(案)になったということは当然知っているわけなのか。

(事務局)

当然、知っている。更に「これで良いか。」という確認も行っている。

(I 委員)

「行政サービス」については、「新・市庁舎の検討に委ねる」とのことであるが、当初にはそのような話はなかった。新・市庁舎の検討というのは、現時点でどのくらいの検討がなされているのか。その辺りの話を聞かせていただければ、“美術館のない美術館”構想などについても理解できるが…。これは跡地内に限って「行政サービス」を設けないということなのか、つまり、市長の考えで当該地には整備しないということなのか、それとも、新発田にはいらぬということなのか。

(事務局)

新市庁舎に関しては、4月のパブリックコメント実施以降に、庁内において庁舎建設検討委員会というものが立ち上がっている。その中で、我々が「行政サービス」という意味合いで基本テーマを設けた時には、一つには庁舎という意味合いもあったが、庁舎だけが「行政サービス」ではないので、様々な機能の一分野を担う意味での「行政サービス」というものも含んだものとして考えていた。

現在も、正式な形で新市庁舎建設に関する委員会が立ち上がっており、その中の議論の経緯から踏まえると、「行政サービス」というテーマ、機能を当該地に持つてくる必要はないという方向性で検討されていると理解していただいても構わない。その検討内容と連携したうえで、本日の構想(案)となっていることをご理解いただきたい。

それから、“美術館のない美術館”構想に関しては、多くの団体から「美術館を造って欲しい。」との要望・意見が市長へ出されている。その時、市長は「本当に美術館が必要なのか。」と考えており、市長はまち全体が美術館になって欲しいと思っている。ということで、敢えて費用を掛けて、極端な言い方をすれば、途方もない金で絵画等を買って展示するための施設を造る必要はないとの結論から、現在、市で所蔵している美術品等を活用して、まちなかでアートコレクション展等を開催するといった具合で運営している。例えば、去年、雑煮合戦と併せてまちなか(生涯学習センター、文化会館、地区公民館等点在する施設)全体を美術館に見立てアートコレクション展を開催するという試みも行っているところである。いわゆる美術館がなくてもアートのまちを創るという市長の考えに基づき“美術館のない美術館”という表現をしているということである。

(I 委員)

そういった考え・背景に基づく表現が出てくるということになれば、今後3回の会

議の中で「そういった施設が欲しい。」と言っても駄目ということか。

(事務局)

いえ、先程も話したが、「構想(案)を一回出したのだから、この度のパブリックコメントにより提出された市民意見も市民検討委員会の意見も採用できない。」となれば、このようにお集まりいただく必要はない。あくまでも市長が判断するために市民の声、多様な意見を聞かせていただきたいということであって、事務局としても再考の余地は十分にあると認識している。従って、ご意見を聞かせていただきたいし、検討していただきたいと思っている。

(D委員)

「資料：テーマ別検討(参考)」の「大手中の門」に関する文言だが、「当該地への進入路である市道にかかるため、…」とあるが、これは現状がたまたま入口なのであって…という意味で捉えても構わないか。先程のお話を聞くに、進入路の入口をどこにするかというのは今後の議論によっては変更する可能性もあるわけだから…。

(事務局)

我々が4頁の図を示す時には、E・Fゾーンを「駐車場」としており、ここに向かうための車の導線を考えていくうえにおいては、そうなるであろうという前提をしながら、そのような表現をさせていただいた。従って、我々の検討の中で「この道路を違った形で敷くべきだ。」となっていれば現状とは異なる表現をしていたかも知れない。が、やはり、この形、この導線は重要だろうとの考えからこのような表現にしている。

(D委員)

それと、同じ欄に「(大手中の門が)現新発田城と離れているため、…」とあるが、捉え方が違うのではないか。当該地全体が二の丸であるという捉え方からすれば、それは違うように思うが…。当該地は城跡なのだから、新発田城と言えるはずだが、その辺の考えは如何に。

(事務局)

城跡であることには間違いはない。ただし、現在見えている新発田城という意味では堀の向こう側にある3つの櫓と表門、これが主であろうということで、これらとの位置関係からすれば土橋門に比べ大手中の門は少し距離があるのではないかというニュアンスの記載である。

(D委員)

その程度であるのか。私が聞いた内容の答えになっていないようにも思うが、確かに一体的活用ということは大事なことだが、新発田城という捉え方が少し曖昧ではないのか。城跡という捉え方をする方が一般的と思うが…。ここら辺の表現が少し難解

のような気がするので、再度ご検討いただければと思う。

(馬場会長)

今のご意見は、この後のグループ討論の中で「新発田城」というものの広がり、捉え方ということでご議論いただければと思う。

(N委員)

「資料：テーマ別検討(参考)」の「生涯学習」に「図書館」とあるが、市民検討委員会ではそのような意見はなかったはずだが…。

(事務局)

これについては、検討委員会ではなく、パブリックコメントとして市民意見の中にあつたものである。

(馬場会長)

他にはあるか。

無いようなので、ここでグループに分かれ意見交換、議論をしていただきたいと思う。今日は取りあえず整備構想(案)に対する意見出しをお願いしたい。

5 グループ意見交換

6 閉会